

伊方訴訟ニュース

第36号

1976年8月20日

伊方原発訴訟を支援する会(連絡先:〒530 大阪市北区神明町4 第1神明ビル) 藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪 48780

はじめて傍聴に参加し

国や電力の「安全」の正体を知る

7月22, 23日におこなわれた第15回公判斗争には、原水爆禁止全面軍縮大阪府協議会(大阪軍縮協)から、和田(大阪市職)、椋本(全電通)、和田(軍縮協事務局)および安永(部落解放同盟大阪府連)の4名が参加した。

第1日目の公判では、原告側証人として、柴田俊忍氏(京大工学部助教授)と海老沢徹氏(京大原子炉実験所助手)とが出廷し、国側の反対尋問に答えた。

一次冷却材喪失事故が起こった場合の、蒸気発生器細管からの、水蒸気の逆流についての予測値に対して、国側は、「原子炉細部の数値をどこから引用して計算したのか」と、自らのデータ隠しを棚上げにした恥しらずの質問をおこなった。これに対して海老沢証人は、「一般的に公表されている数値を使った」と答え、「国こそ設計データを公表せよ」と強くせまった。

国側は、「蒸気発生器細管の内径、1.97センチ、炉心流路断面積、25,000平方センチ、炉心にかかる静水圧、478センチ」などの数値を、メモから読みあげた。しかし、これらの数値は安全審査用の資料にも公表されていないものなので、弁護団はすかさず、それらの数値を記載してある資料名と、

その公表を迫った。国側代理人の検事は、「そんなことを言うのならこの質問をやめる」と、興奮しつつわけのわからないことを口走る始末。とうとう資料名にはふれずじまい。これらの原発の設計データすら公表せずに「安全」、「安全」と主張しつづける電力会社や国のやりかたに、法廷では非難の声が高まった。

また、国側の代理人は、原子炉の压力容器など原発の設計は、アメリカの機械技術学会(ASME)などの規格にもとづいているから安全だ、との主張を裏づけようとして、反対尋問を続けた。しかし柴田証人は、ASMEなどの基準は原発の設計指針になっても、安全の指針にはなり得ないことを説明した。

(以下23頁に続く)

第16回公判

二日間連続 松山地裁大法廷

9月16日午前10時より

原告側 川野慎治証人 反対尋問

原告側 樋田 劭 証人 主尋問

9月17日午前10時より

被告側 黒川良康証人 反対尋問

原告側 佐藤 進証人 反対尋問

傍聴を希望される方は早い目に事務局に

証言記録 10

内田秀雄証人(被告側)の反対尋問(その4)(第13回公判 1976年5月27日)

(文中の数字は調書の頁数を示す)

「³熊野 原告代理人の熊野です。証人も時間が少ないようですが、私の方もお聞きしたいことは沢山あって、それに比べて時間が足りないんですが、問に対して答えを適確にお答えいただきたいと思うんです。前回迄に証言されたことの繰り返しにならない様に。私の方も前回と重複する様な問はやらない様に注意していますから。問をきっかけにそちらで述べたいことを勝手に述べるということではなくて、おたずねしたことだけに限定してお答え下さる様をお願いしておきます。私の方も出来るだけ時間内に終える様にしたいと思います。前々回の証人の証言の中でALAPの精神という言葉を使っておられますが、このALAPという短縮語ですね、どなたが作られたのですか?

内田 それはICRPで作られたのです。

熊野 そのALAPの精神という風に言い出されたのは誰が言い出されたのですか?

「⁴内田 ICRPがそれを出している時からICRPの精神というのは存在していると思います。

熊野 いや、そういう言葉を使ったのは、誰が使ったのですか?

内田 しりません。

熊野 御存知ない。

内田 はい。

熊野 それでは、国内で最初に使ったのはどなたですか?

内田 しりません。

熊野 証人はいつから使い始められたのですか?

内田 私が付けにもし使ったとすれば、私の書いたペーパー等にある時点が最初だと思います。

「⁵熊野 何年頃ですか?

内田 そのペーパーに最初に書いたのは、はっきり覚えておりませんけれども。

熊野 被告の準備書面ではALAPの精神というのは出てこないで、考え方という言い方になっていると思うのですが、それをあえて「精神」という言い方で言われたのはどうしてですか?

内田 ALAPの精神とALAPの考え方と特にくい違いはないと思いますけれど、

熊野 証人が前回からの証言でALAPの精神という⁶精神を特に強調された目的は何かあるのですか。

内田 前回から特に強調するつもりはありませんが、放射線の影響の問題とは、一口に言えば500ミリレム/年というのが一般人に対する許容基準——日本では許容基準とっておりますけれど——であります。但し放射線に限りましては、それを合理的に達成される限り出来るだけ小さくしようという考え方あるいは精神とあって良いと思いますが、それがいわゆる通称ALAPの精神。

「⁷熊野 そうしますと、そういうことは当然だと思っておりますが、それを精神だと強調しなければならぬような背景が審査の過程であ

ったのでしょうか？

内田 どうも御質問の意味がよくわかりません。

熊野 ALAPの精神で一応500ミリレムになっているのだけれども、もっと下げろという空気を企業に対してしなければならぬ様な背景があったのでしょうかということをお聞きしているのです。

内田 それは審査会の審査の過程におきましては「⁸常日頃から放射線の専門の方が言われていることであって、ここ最近に言われていることではありません。

熊野 そう言うことは言うまでもなく、年間500ミリレムとか低いのを基準に設計される様であれば、ALAPの精神とかいうことをことさら言う必要がないと思うのですね。それをことさら強調しなければならない様な背景があったのかどうか？

内田 ALAPの精神なり考え方というのは先程申しあげました様にICRPの勧告以来あるのですから、それを「⁹数量的に決めるという形にとりましたのが、御存知の様に原子力委員会が多分昨年だろうと思うのですが、議論したわけです。それから具体的な適応になっているわけです。

熊野 ALAPの精神というのは、文字通り「¹⁰实用可能な限り低く」ということですね。

「¹⁰内田 ええ、「合理的に達成される限り低く」ということです。

熊野 そうしますと、必ずしもですね、その、しかも精神という言葉の意味から言っても、数量的にとらえるべきものではないのではないかと。

内田 ええ、本来そうだと思います。

熊野 そうですね。

内田 はい。

熊野 ですから、そのPracticableであるかないかということが、ALAPの精神に適合しているかないかの基準になるわけですね。

内田 それは、ですから原子力委員会が決めたわけですね。日本では。

熊野 具体的な審査の場合もですね、証人はALAPの精神に基づいて審査されたわけなんでしょうね。

内田 原子力委員会が発表しました、通称ALAPの精神による軽水型動力炉に対しての5ミリレム/年というものが「¹¹決まってから、具体的には適応しているわけですね。

熊野 ですから先程からお聞きしている様に、証人は炉の安全性について審査されたわけでしょう。

内田 はい。

熊野 その段階で証人の言われたALAPの精神に基づいて審査されたんですかとお聞きしているんです。

内田 ですから原子炉安全審査会の審査の段階では設計の基本方法がALAPの精神なり、具体的に言えば5ミリレム/年を確保出来る設計になっているかどうかを「¹²審査しています。

熊野 証人が先程言われた様に5ミリレムですね、それを下げられるのであればもっと下げるのがALAPの精神であるということになるんでしょう。

内田 いや、ALAPの精神というのは、我々では500ミリレム/年という許容基準に対して「¹⁰实用可能な限り」どこまで下げられるか、「なるべく下げなさい」という精神であって、こうしなければならないというこ

とではないわけですね。

熊野 なるべくではなくて Practicable (実用可能)であるかないかというのが分かれ目になるわけでしょう。

「¹³内田 実用可能であるかないかの判断というもので5ミリレム/年が具体的に決まったわけですね。それは原子力委員会が裁定して決めたわけです。

熊野 そうすると5ミリレムより下げることは実用不可能なんですか。

内田 合理的には適切じゃあないだろうと思います。

熊野 そういうことはお聞きしているのではなくて、5ミリレムより下げることができるのか、できないのか、それはどうなんですか。

内田 絶対できないという問題ではないと思うんですね、¹⁴事実上現在の日本の軽小型原子力発電所は5ミリレムより事実上低いわけです。

熊野 そういうことをお聞きしているのじゃあなくて、それよりも下げるかどうかということですよ。

内田 ですから、事実上5ミリレムよりも低いんですから5ミリレムに下げることはできるわけです。

熊野 できるわけですね。いくらまで下げられるんですか。

内田 それはわかりませんですね。

熊野 そうしますとね、ALAPの精神からいけば下げられれば下げられる程いい訳でしょ、どんどん。

内田 そう言う事ですね、それだけから言えば。

「¹⁵熊野 そうすると下げるのをストップする

限界というのは、実用がそれでできるのかどうかという事でストップされる訳ですね。これ以上は下げられないと。

内田 まあ技術的にはそう言う事です。技術的にはそれ以上下げられない。まあ合理的には下げられない。そういう事だと思いますね。

熊野 そうすると技術的にはもっと下まで下げられるかどうかという点についてはされた訳ですか。

内田 ですから、5ミリレムより下げる事ができるという事に対しての妥当性を調べたり、¹⁶設計の方針が妥当であるかどうかを審査している訳です。

熊野 そうすると何かALAPの精神といういい方でいいながら、結局はその5ミリレムを一つの基準にして、それより下がればいいと、そういう考え方ですね。

内田 ですから軽水型動力炉に対しましては経験が十分ありますから、500ミリレムの許容基準よりも5ミリレムまで下げる事が妥当であるという事が決まっている訳ですから、それについて審査している。

「¹⁷熊野 そうしますとね、結局その5ミリレムというのは最初のたて前としてでてきた放射線被曝がどんな低いものでも影響があるから不必要な被曝は避けなさいという前提に立っている訳ですね。そういう前提に立ちながら結局5ミリレムでいいですよというものは作る側に対してそこまではやってもいいという基準を出した事になるのではないですか。

内田 ですから原子力委員会がそれで採定したらいいですね、専門部会でもって十分専門家の¹⁸意見を聞いて、それで軽水型の動力炉につきましては。

熊野 ですから原子力委員会のことをお聞きしているのではなくて証人の審査の時の考え方をお聞きしているのです。

内田 原子力安全専門審査会の立場とすれば原子力委員会が支持をした、通称アラップの精神による軽水型動力炉に対する設計と管理の基準管理の目標値としての5ミリレム/年というものを決めたわけですから、それにそってそれが達成できるかどうかという事を審査しているわけです。

熊野¹⁹ そのね、一般に騒音規制だとか排ガス規制だとかで、なまじっかそういう基準が決められますとね、企業とかメーカー側ではそこまでは出していないんだというふうにとって、とる傾向があるという事は御存知ですね。

内田 まあ、一般問題になると、あるかもしれないですね。よく知りませんねー。

熊野 よく御存知ないですか。

内田 それについて特に討論したことは、ありません。

熊野 新聞でも、いくらでもでているじゃないですか。御存知ないですか。

内田²⁰ いまここでは放射線の問題をとり扱っているのです、ですからそう関係ないと思います。

熊野 うん、ですけど、そういうアラップの精神であればね、どこまでも下げなさいということでしょう。

内田 どこまでも下げなさいと。

熊野 いやですから、プラクティカルである限り。

内田 合理的に達成できる限り下げた方がよいということの精神である。

熊野 ところがそういう5ミリレムというような数字を出すよね、かえてそれが上限

になってしまうということになるじゃないですか。

内田²¹ いや、それは分りませんですね。

熊野 はい結構です。立地審査指針についておうかがいします。

内田 はい。

熊野 証人の報告書ですね、それから証言によりますと設計指針と立地審査指針とその二つに基づいて判断されたということでしたね。

内田 はい。

熊野 この審査指針ですけどね、どうして指針という言葉が使っているのですか。

内田 審査指針といわれるのは、設計審査指針の事を言われているのですか。立地審査指針のことを言われているのですか。

熊野 西方とも指針という言葉を使っている、審査基準とはなっていないでしょ。

内田 はい。

熊野 これはどうしてですか。

内田 それはどうして指針という言葉を使っているかこれは原子力委員会が決めていた事ですから私には分りませんが、要するに法的なまた基準というような意味をもっていないという意味で私達は理解しています。

熊野 そうすると審査するについての法的な基準というものはないという事ですか、ないという御理解ですか。

内田 ですから審査会にはありますけども、法的な基準としては縛られてませんが、それと同様に尊重しなければならないという事は私は知っております。ですから事実上は基準だと思います。

熊野 事実上は基準。

内田 ハイ。

熊野 そうするとなぜ基準という言葉を使わなかったのですか。

「²³内田 それは私は知りませんですね。

熊野 証人の前回の証言によりますとね、アメリカとか西独では、基準という言葉を使っているようですね。

内田 いやアメリカとか西独で基準という言葉を使っているという。それは、日本で訳す時に基準と使っているというふうに書いてあるから基準であってですね、アメリカでもクライテリヤといたりあるいはガイドといたり、ガイダンスといたり、スタンダードといたり、いろんな段階があるわけですね。

熊野 ですから証人の証言に基いてお聞きしているんですよ。

「²⁴内田 ですから具体的に言っていただけるとお話できると思いますけど、外国でもいろんな段階がありますから。

熊野 いやですから証人の前回の多分、これ証言調書を見ればすぐ分りますけどね、証言では、アメリカとか西独では基準という言葉を使っているのですよ。日本に関しては指針という言葉を使っているのですか、どうしてですか。

内田 ですから何に対して、その事を質問されているか良く分らない……

熊野 だからそういう法的な基準というのは非常にあいまいで、あえて基準という言葉を使った意味が分ればお聞きしているのですけど。

「²⁵内田 ですから日本の立地審査指針とか設計審査指針が基準とか法になっていないという事の判断というのは私には分りません。

熊野 分らない。

内田 ハイ。

熊野 それで審査をしておられたという事ですね。先程、証人の言われたね、そのクライテリヤというのはむしろ基準と訳するのが普通じゃないですか。

内田 クライテリヤというものにもいろいろありますけれどもですね、クライテリヤというのは、たとえばあの。

熊野 問だけに答えて下さい。

内田 ですから今お話しします、たとえばアメリカの場合、デザインクライテリヤというのがあります、これは日本でいうと基準ではなくてやはり指針的な内容をもっています。

「²⁶熊野 ハイ結構です。でその立地審査指針の中にあるですね、めやすというのがありますね。

内田 ハイ。

熊野 これも証人の言われる指針の一部になるわけですね。

内田 ハイ、そうですね。

熊野 そうすると事実上は、基準として機能してるという事になる訳ですね。

内田 ですから、あのー、そのめやすという事ですね、めやすというのは、おそらく立地審査指針でいいます、たとえば重大事故とか仮想事故の時のめやす線量ということだと思いますが、これはあのー、そういう事故を想定して実際にうける放射線のドーズレイトとかそういう問題じゃなくて、立地条件を評価するときの一つの数値なのです。ですから本来ならば、それは距離的因子をもっているものであってですね、めやす線量というのは決して立地の想定事故の時に受けるべき、受けてよいとかあるいは、あったとすれば受け

るだろうというような線量じゃないわけです。そういう考えが、めやすという事になる。ですからそれは各国とも、たとえば、²⁸立地審査指針とか立地基準のようなものとして、よその国が採用しているときにはやはりめやす線量のような意味で使っております。ですから、いわゆる基準とか、そういうような線量じゃございません。

熊野 そうすると、立地審査指針、立地を審査するときにはですね、そういう距離的な基準というのは、ないんですね。

内田 ですから距離的な基準をドーズレイトという仮想したもので換算計算しているわけです、評価しているわけです。

²⁹熊野 ですからめやす線量が距離の代りに使われているわけでしょう。

内田 代替してるといってもいいわけですね。

熊野 そうですね。

内田 ですから線量そのものじゃない。その想定事故の時、受ける線量とか受けていい線量とか。

熊野 そんなとまでお聞きしてない。

内田 いや、そこが大事なのです。

熊野 お尋ねした事だけ答えてくれればいいのであってね、ですからね、めやす線量は25レムまでいってことなんでしょう。

内田 そうじゃない、25レムというのは³⁰めやす線量であって、そこまでよいといっているのではないのです。そこが大事なのです。

熊野 そうすると、その立地審査指針の中ではね、他に数値と決めたものがありますか。

内田 ですから立地審査指針の中の数値というのがめやす線量が数値です。

熊野 めやす線量だけが唯一の数値ですね。

内田 そうです。

熊野 それで証人の作成された最終報告書も、その25レムに比べて十分低いと、だから³¹パスだという考えですね。

内田 そういうことですね。

熊野 そうすると25レムという数値はどこから出して来たんですか。

内田 それが原子力委員会の立地審査指針の決めた時に決まったわけですが、その基になります、あれは基準専門部会でそう決めたのです。

熊野 それはね、たとえば1レムだとか5レムだとか、10レムだとか、どうしてそういう数値にならなかったのですか。

内田 どうしてそうならないかと私に聞かれても³²私には分かりません。

熊野 知らない。

(傍聴席 "どうして知らないか" の発言)

熊野 事故の時にね、証人の計算によれば仮想事故の場合はね5.7レム境界線で浴びるという計算ですね。この5.7レムというのはね、5ミリレムの何倍ということになるんですか。

内田 数字だけから言えば約1000倍ですね。

熊野 約1000倍ですね、25レムというのは5ミリレムの何倍ですか。

内田 25レムというのは5ミリレムの何倍かということですか。

熊野 ハイ。

内田 5000倍です。

熊野 5000倍ですね、そうするとアラップの精神では5ミリレムで押えましょうということを一方でいいながら一方の審査の方のね、めやすには、その5000倍もの数値をも

ってきているというのは³³「どうしてですか。

内田 いや、ですからね、めやす線量という25レムという意味と、5ミリレムとかあるいは許容被曝、平常時の許容被曝線量の500ミリレムとは全く考え方が違うわけですよ。それは時間がいただければ、いくらでも御説明いたします。

熊野 考え方がちがってもですね、証人の今ここで問題になっているのはね作成された報告書、それに基³⁴づく設置の許可がいいかどうかということが判断されているわけです。

内田 ですから。

熊野 ちょっと待って下さい、ですから証人は最終的には、その25レムを基準にしてですね、5.7レムだからよろしいと³⁴いう事を言っている訳でしょう。

内田 25レムに対して5.7レムの妥当性の判断という事と、25レムを5ミリレムと比較してあなたの御質問になったことは全然問題がちがう訳です。5ミリレム/年といいますのは、平常運転時に軽水動力炉が運転する時の影響として、そこまでは達成可能であろうという事の判断であって、25レムというのは想定事故の時に空地の評価の時に使う目安線量である。³⁵「25レムと5ミリレムとの比較ということは、全くナンセンスです。

熊野 ですからそういう風に使い分けられるわけですけどね、そうすると立地の審査の指針の時にしてもですね、どうして、5000倍とかねいうような大きな数字じゃなくて、もっと小さな数字を立地の審査の指針の時に使うべきではないですか。

内田 いや、ですから、あなたのいま自身言ったような、そういう風に違うという事がお分りになれば、25レムに対して5.7レム

の妥当性を審査指針の時に審査の段階において検討するんであって5ミリレムというのはその時の審査の段階というのは平常³⁶運転時の時にそれが達成できるかどうかという設計基本を検討するんであって全く違うんです。問題は、

熊野 違うからですけど放射線の浴びるですね、放射線の浴びる周辺の住民側から言えば平常の運転時に浴びようが、仮想事故の時に浴びようが同じことなんですね。

内田 それは違います。それは違います。

岩淵（被告代理人） 目安線量とですね、許容線量の違いというのは。

熊野 何ですか、証人の……

（場内騒然）

熊野 弁論だったら後にして下さい。

（場内激しいヤジ）

岩淵 ちょっと静かにして下さい。

仲田 尋問しているのはこちら側です。

熊野 異議なんですか、どうなんですか。

岩淵 異議なんです。

仲田 異議なら異議と言って下さい。

（激しいやりとり。場内騒然）

裁判長 静かに、静かにして下さい。

岩淵 必ずしも異議という言葉を使わなくてもいいじゃ。

仲田 いやいやいや。

（傍聴席、国代理人に激しく抗議）

岩淵 目安線量と許容線量の違いはですね。

（傍聴席 強引に発言を続ける国側代理人に激しく怒声にて抗議「人の尋問を聞け」、「お前の尋問ではない」、「そこに座ってろ」

岩淵 もう十分あのう、双方のなんといいますか。

傍聴席 いうな・・・

岩淵 十分裁判所にも、もう、その問題は
終っていたいで。

傍聴席 (怒声)

岩淵 裁判所の大体理解されたところで、

傍聴席 三文学者、出やがれ。

岩淵 その程度で尋問を終りたいと思いま
す。

仲田 ね、あなた今、理解しているのです
か、仮想事故と平常時でなんで違うかという
事を理解しているのですか。いえ理解できて
いないですよ裁判所は。

裁判長 静かにして下さい。今のその目安
線量の説明をちょっとしてもらわんと、よく
分らんですね。傍聴席静かにして下さい。

(怒声など、小声になる)

内田 今のじゃ、御質問にお答えいたしま
す。5ミリレムというのは、平常運転時の時
のここまでは達成できることを目標にして設
計の基本とか、あるいは、運転の管理をする
ことであって、³⁷「これは毎年5ミリレムですね。
目安線量の25レムというのは目安という意
味はございますけど、それは想定事故という、
ほとんどありそうもないという事故を想定し
た時のものでありますので、仮にその事故が
仮にあったといたしました時に、たとえば
5.何レム受けたといたしましても、これは1
つの事故線量に相当するものであって、平常
運転時に於ける毎年受ける5ミリレムとは全
く意味の違ったものであります。これ以上詳
しいお話しは³⁸「放射線の専門の方が4,5人みえ
ますので、その時に伺っていただきたい。

熊野 ですから、放射線を浴びるね、周辺
住民にとっては、平常運転時に浴びようが、
事故時に浴びようが同じことなんですよ。

でその平常運転時は、一年間かかって5ミリ
レム浴びるかもしれないけれども、事故の時
には、いっぺんに5.7レム、5700ミリレム
をね浴びるわけですからね、ですから、そう
いうどうして2つの、まあ2枚舌というので
すか基準を使われるのですかということをお
聞きしているのです。

内田 ですから、立地の評価といたしますの
は、³⁹「特に想定事故というのは事実上、これは
ないわけですね。ほとんどありそうもないけ
ど、原子力安全のために、一つのバックアッ
プとしてそういった大きな事故を想定するわ
けです。ですから、ラスムッセン・スタディ
ーでもお分りと思いますけど、どの程度あり
得るかという考えがなければですね、25レ
ム直接だけを数字として扱って問題にするの
はこれはあまり妥当ではないわけです。

熊野 ですから、それで証人のおっしゃる
には1万分の1だとか、100万分の1だとか
⁴⁰「という事をおっしゃる訳でしょ。だから、
25レムでもいいと言いたい訳でしょ。

内田 1万分の1とはどういう意味か良く
知りません。

熊野 だからその事故のおこる確率が、前
回の証言によると、1万分の1だとか、100
万分の1だとか、非常に少ないから、だから
25レムでもいいんだというそういう結論に
なるんですよ。

内田 ですからね、25レムというのはで
すね、仮に1万分の1でその事故が起った
時に周辺の人が実際25レム浴びるとか、浴
びてよいかという数字ではない訳です。です
から仮に、そういった事故がもしあったと考
えましてもですね、⁴¹「周辺の人には、そんなには、
浴びない訳です。

(怒声)

裁判長 静かにして下さい。

熊野 計算によればですね、証人のやった計算、正しいかどうか知りませんが証人のやった計算によっても5.7レムは浴びるといふ訳でしょ。

内田 計算によれば、そうなる。

熊野 なるですね、でその計算まちがったら、もっと多いかも分らんわけですね。

内田 そのこととですね。

熊野 ちょっと問に答えて下さい。だから計算上もね、机の上の計算でも、そういう、数値がでてくるんだから、そういう事を基準にして設計を考えなさいという、むしろ、そちらの方に行くべきじゃないですか。

内田 そういうことを基準にして設計を考えなさいという意味がちょっと分らない。

熊野 だから、あのね、敷地境界700mの所で5.7レムだとおっしゃるのでしょ。

内田 ハイ。

熊野 だから、それではその5ミリレムに比べれば1000倍だし、あ、1000倍以上だし、終りまで聞いて下さいね。それから、もう1つのその、エー、科学技術庁が出している告示ですね、被曝線量を定める件という、この0.5レムに比べても50倍ですか、50倍じゃないや0.5のあれだから10倍か20倍かというそういう非常に大きな数になるわけでしょう。ですからそうなら、それはね、25レムなんていうような^{4.3}基準を使うから、それよりも十分低いという事になるけども、仮に0.5レムに比べてみれば多すぎるという事になるんじゃないですか。

内田 ですから、先程来申し上げているように、25レムというのは目安線量であると

いってますけども、その場合、線量と呼んでも結構ですけど、それと5ミリレムとは違うんですよ。ものが、毎年受けるという事とですね、それから想定事故の時の線量というものとは違うんですよ。それは放射線の御専門ならよくお分りになると^{4.4}思いますから、次の証人の方によく聞いていただきましょう。

熊野 ですから、ですから。

内田 そういう事比較すること自身がおかしいんです。

熊野 受ける側にとってはね、同じじゃないですか。

内田 違うんです。

熊野 どの辺が違うんですか。

内田 人体への影響がちがいます。

熊野 25レムと0.5レムと違うんですか。

内田 いや、25レムと0.5レムの相異じゃないんです。受け方が違うんです。

熊野 1年経って受けるか一瞬に受けるかの違いでしょ。

内田 ですからそれが非常に違うんですよ^{4.5}そこに想定事故という考え方がありますから、型がちがうんです。

熊野 そうするとね、1年かかって0.5レム受けるのはいいけれども一瞬に25レム受けるのはもっと被害が少ないという事ですか、あるいは25レムというのが気に入らなければですね、一瞬に5.7レム受けるのはいいという事ですか。

内田 いや、そういう事を言っているのではないんですけどね。

熊野 結局ね、25レムという風な非常に大きな数値をね。審査の基準として、使うのはその方が、立地をね、結局、用地を狭く^{4.6}で

きるからという事じゃないですか。

内田 そういう事じゃないと思いますよ。御質問の意味よく分かりません。

熊野 ですが、結局、審査の指針なんていってもね、数値として出てくるのは、その22レムか25レムだけなんですよね。もうちょっと150レムだとかあります、でその25レムを基準にして、5.7レムだからよろしいと、いう結論でしょ。

内田 端的に言えば、立地評価はそれが1つのポイントでありますね。

熊野 そうですね、そうすると立地審査指針は証人が先程言われましたようなアラップの精神に基づいてね、できるだけ低く押さえるという事で言えば、目安に、仮に目安という言葉を使うにしてもですよ、25レムだとか、非常に高い基準じゃなくて、せめて1レムだとか、言う位にね、下げるべきじゃないですか。

内田 ですから、たとえば、そういう想定事故が起った時のですね、どの程度まで放射線を浴びる事が許容できるとか、あるいは、我慢できるだろうという基準ならば、そうかと思えますけども、それは又別の話なんですね。

熊野 ですからね、だけどもまずね、それじゃあの一、ここまで浴びてもいい、事故が起った場合ね、事故が起った場合には、逆に言えば、ここまでなら安全だというのを決めてね、⁴⁸それから逆に距離だとか何か決めないといけないでしょ、そういう数値はないんですか。

内田 ですから、それも1つの考え方だと思いますね。但し、それは、実際に事故が起った時の対策としての話でありまして、例え

ば今、詳しく覚えてないが、その想定事故、原子力発電所の想定事故と直接結びつくとは思いませんけども、事故線量に相当するものは確か12レムか何か日本の基準にどっかに決まっていると思えますけど、それと直接比較には⁴⁹なりませんけど、そういう考え方はある。

熊野 ですからそれはね、その中に働いている職員の場合の事でしょ。

内田 ハイ。

熊野 だから、私ここで問題にしているのはその周辺の住民のことを言っている訳です。周辺住民については、そういう考え方はないんですか。

内田 その線量に直接、結びついた基準はないと思います。

熊野 そうすると、実質的な、そこでね、基準として機能しているのはやはり25レムという事になるんじゃないですか。

⁵⁰内田 いや、あの、それは立地評価の場合については、25レムというのは1つの目安として考えられますけど、実際の事故が起った災害対策の時の線量というものは、それとは直接、結びつかないですね。

熊野 そうしますとね。

内田 そりゃ決ってないと思います。

熊野 そうしますと、証人が使い計算された5.7レムをね、もっと敷地境界で下げようとすれば敷地は広くとらないと、いけないんですか、敷地の問題で言えば。

内田 ですから同じ計算手法と同じ過程の事故のシーケンスをあの解析の結果をもしそのままひき伸ばすとすれば、それは⁵¹そういう事になります。

熊野 であらあ気象条件とか、なんかという

事はね、それから、工学的な安全性という面も現在ではそう変らないとすれば、あと残る要素というのは敷地の要素ということになるですね、他に何か要素残りますか。

内田 ですから、事故の工学的な事故のですね、経過を解析する手法、その中に非常に、あの安全側といえますか、余裕をもった解析をしてありますから、それはこの間もお話した通り。

熊野 ですからね、前回、証言された。

内田 それをそのまま伸ばすことをすればそれは確かに気象とあとは距離の因子だと思えます、それが一番きくわけです。

熊野 であら、気象もそうね、あの地域では変わらないとすれば、あと距離^{5.2}の因子だけだとなりますね。

内田 そういう事ですね。

熊野 そうすると、その5.7レムというのをね、5ミリレムとまでは行かないまでも0.5レムまで下げるとすれば、距離の因子、距離はどれ位とらなければ、いけないのですか。

内田 それは、ただ、数字だけの比較から言えば5レムが5ミリレムですか。

「熊野 本来5ミリレムであるべきでしょうね。

内田 いやそうじゃない、また、本来5ミリじゃない。

熊野 ですから、じゃ、あの一、はっきり前提だけはっきりさせますと仮にその被曝線量に関するね、被曝線量を定める件の0.5レムという事でもいいと思うんですけどね。

内田 0.5レムとは違うんです。

熊野 いや、ですから0.5レムに仮にするとすれば、どの位の距離をとればいいのです

か。

内田 だから数字だけで5レムを0.5レムとするとすれば10分の1に下げろという事ですから、今あの10倍とか数10倍の距離ということになるですね、ただこれだけの計算^{5.4}から言えば。

熊野 直線距離で10倍ないし、数10倍という事ですね、面積だとその、どうなんですか、 πr の2乗ですか。

内田 そういう時には、ただ2乗すればいいわけです。

熊野 2乗でいい訳ですか。

内田 ハイ。

熊野 そうすると、数10倍の2乗した面積は必要だという事ですね。

内田 そういう事ですね。

熊野 そうすると、それをとらないというのはねどうしてなんですか。

内田 いや、そのとる必要がないというのが立地審査指針でありまして、想定事故の考え方なんです。

「熊野 それは結局ね、敷地をたくさんとれば、それだけ用地をたくさん、買収しないといけないから、企業の方のもうけが下がるという、それだけの理由じゃないですか。

内田 いや、そういう理由はないと思います。

熊野 それじゃどうして、0.5レムまで下げないように前提を立てないんですか。

内田 ですから、それは、日本ばかりじゃなしに、国際的に考えられています想定事故立地を評価する時の想定事故の考え方であってですね、日本がむしろ、一番、きびしい方向です。想定事故の考え方と、平常運転時の考え方とは全く、次元が違うわけ^{5.6}ですから。

熊野 25レムというのは大きな影響があるのですか、ないんですか。

内田 25レムというのは1つのイメージーション・ドーズとまあ、緊急時のある短時間のドーズと考えた時には、25レム、放射線の25レムというのを影響うけても、医療的にそう大きな影響はないだろうというように聞いておりますが詳しい事は放射線の専門家から聞いて下さい。

熊野 証人は御存知ない。

内田 詳しい事は知りません、専門じゃありませんから。

熊野⁵⁷ 知っている程度で言っていただけませんか。

内田 知っている程度は、今お話ししましたように。

熊野 そう大きくないという。

内田 ハイ。

熊野 そういう漠然としたいい方しかできないのですか。

内田 ハイ、そうです。

熊野 結局、私たちの疑問はですね、証人の言われる、そういうありそうもない事故だという事を、本当にそうなのかと、いうところにあるんですね。今までのその工場とか機械設備はね、災害というのは、⁵⁸「そういう予想外のところで事故が起っている点に問題があるんじゃないですか。

内田 ですから、前々回もお話ししましたように、工場とか一般の産業、交通機関の安全の考え方を更にカバーするものとして大きなありそうもない事故を想定して、それに対して安全対策を立てているという。全く違う訳です。ですから一般に工場とか交通機関が、常時、よく新聞に出ておりますような大きな

事故というものはこれに対しては⁵⁹原子力発電所は十分、それがないようにもしますし、あっても何ら問題ないようにしている訳です。想定事故というのは、それよりも更に上廻る事を考えているわけです。

熊野 その辺のことがピンと来ないからお聞きするんですけども例えば49年の12月18日にですね、瀬戸内海の三菱石油の水島精油所の石油がもれましたね、あれ、証人の考え方から言えば、⁶⁰「ありそうもない事故なのですが、ある事故なのですか。

内田 ですからあれは恐らく原子炉の安全の考え方から言えば、ありうるありそうな事故だと思えます。

熊野 ありうる。

内田 ハイ（場内苦笑）

熊野 そうすると三菱石油なりその監督官庁が、対策をサボっておったという事ですね。

内田 いやそんな、どこが対策をサボっておるか知りませんが、そういうような、あゝいった大きな事故に対して対策を立てておけというような考え方に一般の産業工場はなっていなかったんだらうというそこに問題があるんだと思えます。

熊野⁶¹ ですが、予測はできたけれども、対策をたてなかったという事ですね。証人の範中ではね、ありそうもある事故の方に入るわけですね。

内田 ですから私の側とすれば例えばああいう事を石油タンクを作れば、当然そこに、防油堤というものを作っておくと、これを1つの最小限の対策だと思えます。

熊野 そうするとまあ、三菱なり監督官庁がそれをやらなかったという事ですね、分つてながら。

内田 それは分ってたか分ってなかったか
あちらの事であるから私には分かりません。

「⁶²熊野 そこで不思議なのはね、結局その一
つの国の官庁の安全に対する考え方、意識と
いうのは、こう、水準化した、平準化したも
のだと思うんですね。その原子力委員会だと
か、科学技術庁だけがとび抜けていいとは、
ちょっと考えられないですね。

内田 それじゃお話ししてよければですね。

熊野 何かそう原子力委員会とか科学技術
庁が他のそういう安全を審査するね、監督す
る官庁のレベルをはるかにこえて、いいとい
う根拠あるんですか。

内田 ですから、それはあの原子力の利用
という時に、最初から一般の産業とか⁶³工業で
今まで経験からといいますか惰性からと言
いますか、容認されておったような安全の考
え方じゃなしに、更にそれよりも数十倍ある
いは2桁も、3桁も高い水準に安全を保とう
ということでやってきている訳ですから、も
ともと、今お話しのように、原子力関係の安
全のレベルと一般の産業なり交通機関の安
全のレベルとは断然、違います。

熊野 ですが、それを判断してるね、人
間というのは、大体、似たような人がやっ
ているんじゃないですか。

「⁶⁴内田 いやそれは何とも言えませんね私に
は、判りませんですねー。

熊野 例えばね、あと一つで終わりますけど
も、証人の属される東大工学部のですね、都
市工学科の鈴木教授ですか、田子浦の排出基
準を出されましたね、結局それは根拠は後で
説明できないと、責任を追及されてやめられ
たでしょ、そういうふうにならなくなって、駄目
だという事になるんじゃないですか、今25

レムでもいいだとかというような事をおし
ゃっても。

内田 今随分、具体的にお話しになった事
を私はよく存じません。

熊野 知らない、ハー、じゃ結構です終り
ます。

「⁶⁵浦（原告代理人） 今、証人は5ミリレム
という事を盛んに強調しておられたと思いま
すが、この5ミリレムに決まったというのは、
いつの事ですか。

内田 ですから日本では原子力委員会が、
正しいタイトルを忘れましたけども、要する
に通称アラップの精神によります軽水型・・・

浦 いや、いつの事かと聞いておるのです。

内田 ですから、それは多分、去年の月ま
ではっきり覚えておりませんが春だと思いま
す。

「⁶⁶浦 昭和50年5月13日ですか。

内田 そうかもしれません。

浦 これは、5ミリレムというのはどうい
う基準なのですか。

内田 ですから軽水型動力炉発電所からの
放出されます気体並びに液体の放射性物質の
影響として、5ミリレムバア年までは1つの
目標として設計なり管理をしろという目標値
であります。

浦 これは法律か、何かになつとるんでき
か。

内田 法律というものではないと思います
私は、この事について十分言える立場にはご
ざいません。

「⁶⁷浦 法律じゃなくて十分言える立場じゃな
いというのはどういう事ですか、あなた分ら
んという事ですか。

内田 いや法にはなっていないと思います

法的な基準というのは500ミリレム/年、これが許容基準です。

浦 法的な基準としては500ミリレム/年、これ以外にない訳ですね。

内田 ありませんですねー。

浦 乙第29号証、原子力白書のですね、42頁に、この5ミリレムについてですね、⁶⁸「この目標値が達成できない事をもって運転停止、出力制限等の処置を必要とするような安全上の支障があるものと解すべきではない、とそういう記載になっとるんですな。という事は、5ミリレムを超えても運転停止する事もなし出力制限することもない、⁶⁹「それもない」といったい5ミリレムって何なんですか。

内田 5ミリレムというのは、ここにも書いてありますが、文書を読めば分るように、アラップの努力目標値である訳です。これが直接5ミリレム/年というのは1年間の平均の5ミリレムですから、それが、たとえば6ミリレムになったからといって安全上の支障があると解すべきものではないと、こういう事です。

⁷⁰「浦 だから運転は継続すると出力は制限する必要はないとなるでしょう。

内田 それですから状況の判断によっては運転の停止、あるいは装置の改訂を通じまして、あるいは出力制限をする訳です。

浦 だから5ミリレムを超えたからといって直ちに出力制限とか運転停止はしないんだと。

内田 だから5ミリレムを超えたからといって直ちに運転停止しなければならぬという基準とか制限値ではありません。

⁷¹「浦 ないわけですね、一体この5ミリレムというのは努力目標値とおっしゃるわけす

けれども、どういう事なんですか、ちょっと中味分らない。単に何か絵にかいた餅でね、壁に貼ってあるだけと、そういうものなのでしょうか。

内田 そういう事じゃないですから今も、御説明しようと思いましたが、発言を止められましたけどもね、それが、そういう事が、アラップの精神なんです。

浦 アッ、そうですか、そういう風に壁に書いて目標値だけ貼っておくと。

内田 だから500ミリレム/年というのは1つの制限値で日本でいうと許容値になっているわけです。それが法的な許容値なんです、ですけども、放射線の影響の問題からその重要性から言ひまして、なるべくそれが⁷²「できるんなら低く保ちなさい」という努力目標それが特に軽水動力炉という経験の深いものに対して適用している事です。ですから5ミリレムが6ミリレムになったからといって、すぐに運転停止しなくてはならないとか、使ってはならないとか、そういった基準ではありません。

浦 だから例えば企業、会社なんかですが、目標何百軒とかね、そういう風なあのコマーシャルもあるようですけども単にそういうものなんですか。

内田 何のことかよく知りません。その意味がよく分かりません。

⁷³「浦 そうですか、何百軒に増やそうというようなテレビでもコマーシャルにあるようですけど、そんなもんですか。

内田 そういうものと比較する問題じゃありません。

浦 いやいや恐らくそういう事なんでしょ、それに達成できなくてもいいんだと、ただ、

できるだけ、それに近づけましょう。

内田 そういう問題ではありません。

浦 どういう問題なんですか。

岩淵 裁判長異議があります。その質問は答えにくい質問だと思います。

(怒声、発言多数)

浦 ハイ結構です。今の点結構です。時間の関係もありますから。ところであの我国ではその全身に対して5ミリレムの外に、ヨウ素に対しても15ミリレムを決めたようですね。⁷⁴「これは50年の5月13日ですな。

内田 ハイ。

浦 本件処分時にはこういう基準はなかったという事ですな。

内田 あ、ヨウ素についての基準は。

浦 いや違う、全身についてもヨウ素についても基準はなかったですね。

内田 いやだから基準は500ミリレム/年が基準です。

浦 そうですね、それだけしかないですね。⁷⁵「ところでアメリカなんかでも、こういう基準を作っていることは御存知ですね。

内田 ハイハイ、基準というよりは要するにまあ指針ですね、目標を作っている、ただ日本とはレベルがだいぶ違います、日本の方がきびしいです。

(笑い)

浦 いやいやいや、そういう事を聞いているんじゃないですよ。アメリカではですね、これあの、全身、それからヨウ素の他に別のもも考慮に入れるべきだということになるとんじゃないですか。

内田 ハイ、なっとります。

浦 どういうものですか。

内田 詳しい事は数値まで覚えておりませ

んが、⁷⁶「皮ふとかオーガン(器官)一般のオーガンについての考え方です。

浦 いや、そうじゃなくて、あのヨウ素の他に微粒子状放射性物質についての基準も述べておるんじゃないですか、ヨウ素131と微粒子状放射性物質についての基準、そうじゃないですか。

内田 私が知らないのか、よくどれをおっしゃっているのかよく分かりませんが、今すぐには思い出せませんが、どの基準を言っているのか。

浦 放射性ヨウ素とですね、微粒子状放射性物質の⁷⁷「大気中への放出についてこれを15ミリレムという形で規制しておるんじゃないでしょうか。

内田 その事に対してならば微粒子性の放射性物質の放出につきましては、科学技術庁の告示に書いてあります。

浦 告示にどういう事書いてますか。

内田 告示に許容の濃度が書いてありますそれはあの原子炉の場合にはサイトバウンダリー、敷地境界、周辺監視区域外について、その告示の表が、⁷⁸「一般公衆ですから10分の1にして、適用される訳です。

浦 いや、何レムになっています。

内田 ですから、それは、500ミリ/年を基にした告示の表になります。

浦 いやだからその10分の1なんですか。

内田 いやその告示の表は作業、確か従事者に対しての表ですから、それを10分の1にして、それがあの発電所に対しては敷地、要するに周辺監視区域外についての基準であるところ私は理解しております。

浦 微粒子状放射性物質にどういうものが入るんですか。

⁷⁹内田 その表に一般に書いてあります。

浦 例えば Co60 とか。

内田 ええ Co とか Sr とかいろいろあります。

浦 Sr 90 とかね、Cs 137 やなんか。我国では科学技術庁がまあ御自慢のようですが50年の5月13日にお作りになった基準では、そういう放射性、微粒子性放射物質についての基準はないわけですね。

内田 ですからそれは

浦 ないんですね、確認しとんです。

内田 説明を要しますよね、それには、あるとか、ないとか。

浦 だからそういうあとで聞きますからね、ないですね。

⁸⁰内田 アラップの精神によります努力目標を考えるとときには、気体状の5ミリレムと、それからヨ一素に対する、甲状腺15ミリレムを決めれば妥当であるとその時原子力委員会が判断したと私は判断します。ですから、そこにはありません。

浦 だから、ないですね、どうして、ないんですか。

内田 ですから今、申し上げた通りです。

浦 妥当だと思ったから。

内田 だと私は思っております。⁸¹ですから今後更に研究なり調査が進んでですね、必要があれば恐らく出るでしょう。

浦 そういう微粒子性、放射性物質についての基準というのも、当然人体に対する影響を考えれば。

内田 だけど現在、事実上ほとんど問題になるような量はでておりませんから、現在、原子力発電所持っています問題はやはり Kr 85 でありヨ一素でありとりあえずそれを決

めたものが指針ですね今回の。

浦 ちょっと待って下さい。だけどアメリカでは、軽水炉型の動力炉についてですね、⁸²わざわざ基準をもうけておる訳です、支障あるからもうけておるんでしょ。

内田 それはアメリカに聞いていただかないと分らないです、私には分らないです。

浦 ハイハイ、ところで本件の設置許可に際してですね、平常時の被曝評価が0.6ミリレムですか年間とそういう計算をしておられるようですね。この被曝評価についてお尋ねするわけですが、この時に本件の許可処分の際にですね、審査委員会の方でヨ一素については計算はされたのでしょうか。

内田 その時は、あのーまだ5月13日の⁸³昨年原子力委員会の指示がある前ですから、まあはっきり記憶にありませんが、ヨ一素については計算はしてないと思います。ただ食物連鎖については一応やっておりますからその中に広い意味では入っております。

浦 何ですって、広い意味では入っているというのですか。

内田 食物、あの魚とか食物の連鎖を考えた計算はしております。報告書にもでておりますので、その中に入っているかと思いますが。

浦 ヨ一素についてやっておるのですか。

内田 よく知りません。ただヨ一素だけと⁸⁴り上げて15ミリレムのようなものに対して比較しているかどうか私存じません。

浦 乙第5号証の審査報告書にもそういう記載は全くないわけですがね、平常時の被曝、ヨ一素についての被曝評価をしたというような記載はない、という事は、やっておらないという事なのですね。

内田 やっておらないと思います。

浦 ハイ、それから、この平常時の気体排気物による被曝評価、年間0.6ミリレムという評価されたようですが、これはその排気筒からでる放射能、空気中での^{8.5}拡散を計算式によって算出したものなのですね、推定したものです。

内田 そうです。

浦 この時は、あの拡散実験とかそういう事はしていない訳ですね。

内田 拡散実験といいますと直接、放射能による拡散実験かどうかということですか。

浦 いや、放射能じゃなくても拡散実験いくつか拡散実験する方法があるでしょう。

内田 ありますが、現地直接、御質問のような拡散実験はやってないと思います。

「浦 ^{8.6} どうしてしなかったのですか。

内田 拡散実験をする迄の必要性がなかったと部会が判断したと思っております。十分の気象の拡散の解析の式がありますからそれを使っていますし、それに入れます現地のデータについては十分信頼性のあるデータが使えますから。

浦 現地のデータというのは、気象データのことですか。

内田 そういう事です。

浦 気象データは特定の地点のまあ何ヶ月か、1年か何か知りませんが、そのデータだけです。

「内田 ^{8.7} それと、大気安定のデータというのがありますから。

浦 しかし排気筒から出た放射能がどういう形でどの辺まで行くかというのは実験がなければ分らないのじゃないですか。

内田 それはですから、その他に今迄十分

拡散実験、要するにあの、気象手引に書いてあります拡散式を使ってよろしいという、基の実験が各地でありますし、各国でもある訳ですから、それについて、現地のデータを入れることによって、^{8.8}「そのあとは実際に発電所ができてから、それをチェックすることは十分出来ます。

浦 え、実際、発電所ができてから、放射能をとばしてみるというのですか。

内田 スタックから出た放射能というものは記録がありますから、それと敷地バウンダリーにおきます。敷地境界線におきます放射能の濃度等を測定することによって、拡散式が妥当である、あるいはどの程度余裕があるかという^{8.9}判断はつきます。

浦 ちょっと待って下さい。あの、そうすると、出来た後にやればよいということで、できる前にする必要はないということですか。

内田 ですから出来る前には、充分その解析式を使ってよいというバックデータがありますから使ってるわけですから。

浦 乙第15号証ですね、気象の手引を示します。6頁の表にですね、局地性の調査として発煙実験というのがあがっておりますね。

内田 はい。

「浦 ^{9.0} でそれに、(7)として、備考欄を見ますと、拡散実験をすることが望ましいと、そう書いてありますね。どうしてあの、本件の場合は、やっぱり気象のデータとか、それだけで足りると判断されたということですか。

内田 ですから、気象の手引に書いてあります。まだ、この当時は気象手引がまだ一つの有力な指針として。

浦 そうですね。

内田 これを使う時に、解析の式を使うの

に妥当でないような特殊な地形の場所があるわけですね、そういうところでは⁹¹風船を飛ばすとか、発煙実験をやってるんですけど、その部会の立地関係の専門家の判断に。

浦 判断であって、あなたはわからんということですか。

内田 私には現在わかりません。

浦 わからない。

内田 はい。

浦 どなたですか、この関係の判断をされたのは。

内田 無言。

(ヤジ)

岩淵 それにつきましてはですね、証人を別途用意しております。

浦 いや、だからどなたか、名前聞いとるんです。

内田 報告書の終りに書いてあります。

浦 あ、そうですか。どなたですか、ご存知ない。

内田 審査報告書、持ってるでしょ。

浦 いや、わからなきゃいいですよ。発煙実験をしなかったのは、金がかかる、あるいは現地の方に直接目に見える形でやるのは望ましくない。そういうことは⁹²原因ではなかったですか。

内田 いや、そういう原因とは思いません。但し、発煙実験をやってないとは、私、はっきりとは申し上げられないです。発煙実験と風船を飛ばすような拡散実験をやる場合がありますが、それが伊方の場合に、したかどうかを今、はっきり覚えておりません。

浦 いやいや、先程してないとおっしゃった。

内田 だから、してないだろうと、今、思

っておりますけどね。

浦 そうじゃないでしょう。

内田 ま、詳しいことは専門家にきいて下さい。ですけども、その、⁹³しなかったという判断をした時には、これが気象の手引の適用について、それが妥当であるという判断であって、今あなたが御質問のような原因ではありません。そこだけ、はっきりしておきます。

浦 どうしてわからないんですか。あの、それはね、被告側の準備書面ではやってないということは認めておられるんです。

内田 あ、そうですか。

浦 何故、やらなかったかについては、あなたはわからないというふうに。

内田 いや、ですから、気象手引の適用について、それが不要でないと、部会の専門家が判断したからです。

⁹⁴浦 だから、何故そう判断したかったのは、わからないんですか。

内田 だから気象手引を使って、解析をするのには、その気象のデータですね、あの、とか、風速、風向の頻度、それから安定度のデータがあれば、それで充分であると、そこで、拡張実験まであるいは風船を飛ばすようなことまでは、この伊方の立地裁定に対しては必要ないだろうと、そういう判断したからだと思います。

浦 いや、だから、それについてあなたは直接関与しなかったから⁹⁵わからないとおっしゃったんじゃないですか。

内田 ですから、今、判断した原因はそうだと言ってるわけですよ。

浦 ですけども、気象手引についてはそのように、拡散実験するのが望ましいと書いてある。

内田 ですから、特定の場所については望ましいわけですね。この拡散式を直接使って妥当かどうかという時に際しましては、そういうところでは発煙実験とか、拡散実験をしないといけないということではないんですよ。

(場内 激しいヤジ)

「浦⁹⁶ 極地性の調査ということですね。敷地と人口地域との間の流れというふうな表題で極地性の調査にはこういうのはやりなさいよと、こういうのをやるのが望ましいですよと、書いてあるわけですよ、これは。

内田 え、やるのが望ましいと思いますね。

浦 少なくとも拡散実験するのは望ましいでしょうね。

内田 いや、ですからこの気象の手引を直接。

浦 いや、そういう意味でしょうね。

内田 いや、そうじゃないです。必ずしも必要とは思わないですね。それだけの(ヤジ)——解析の手法がその中に入ってるわけです。それで一回の拡散実験やったからといってですね、それが、結果を直接使用することよりも、この気象手引によって一年間なり、あるいは長い年間の気象のデータを「⁹⁷入れて解析した方が、より妥当であるというふうに思いますから、そういう判断下せれば、別に拡散実験やる必要ないです。

浦 それじゃ、現地、実際の実験よりも、計算の方が信頼できるというんですか。

内田 いや、実験をね、拡散実験を一回や二回やったからといってですね、その解析の信頼性がですね、あがるものじゃないんです

よ。

浦 どうしてですか。

(場内 騒然)

内田 そりゃ、そうです。

浦 科学的な、原理的な問題としてですね計算の方が実験よりも。

内田 そうじゃないです。

浦 信頼性があるというんですか。

内田 この解析の中にはですね、非常に多くの敷地について、あるいは各国なり、日本も「⁹⁸勿論含めまして実験をした、そのデータがバックにあるわけですよ。

浦 いや、だけでも現地の。

内田 ですから、現地の状況からすぐやって、そこで拡散の、例えば係数が出たからといってですね、これを使わない拡散係数を使ったって意味ないんですよ。

浦 そうですか。

内田 そうです。これを特定の敷地についてですね、例えば山が、発電所の前にすぐ、こう、山があるとか、家があるとかですね、そういうような拡散を妨げるとかというようなものがあつた時にこれを修正する手法としては必要かと思います。ですから基本的には、これが妥当なんですよ。

浦 「⁹⁹あなたはね、伊方発電所の現地へ行かれたことがありますか。

内田 あの、建設する前には行きました。

浦 原子炉のすぐ後ろ、山ですね。

内田 現在それがどうなってるか知りません。

——(ヤジ)——

浦 何言ってるんですか、山でしょ。

内田 いや、ですから。

浦 そうすると、やっぱりパスキルの式と

か拡散式だけじゃあ駄目で、拡散実験とかやってみる場合じゃないんでしょうか。

内田 いや、山と言ってもですね、ですから、伊方の敷地に対しましては、すでに審査の時点ではまいりましたけれども、建設が始まってから私はまだ残念ながら行っておりません。ですけれども、例えばこの気象の手引を修正。

浦 はいはい、結構です。

(場内より追求の声)

裁判長 傍聴席から言わないようにね。あんまりいうと。

傍聴席 一生懸命ですけん、裁判長さん。

裁判長 それはもう、前からわかつとるんだけどね。

傍聴席 被告にそないうてやんないや。

裁判長 やっぱり、審議の妨げになるからね、これだけ注意しときますよ。あんまり騒ぐと困るから、静かにきいて下さい。

「浦¹⁰⁰ あなたは、米国科学アカデミー放射線の生物学的効果に関する諮問委員会というところが出した、低レベル電離放射線被曝の集団に関する、いや、集団に対する影響という報告を御覧になったことありますか。

内田 ありません。

浦 ないですか。BEIR、ベール報告というふうに略称されているんですけども御覧になったことありませんか。

内田 ありません。そういう報告があるということは聞いたことがありますけれど、専門でもありませんので、読んでおりません。

「浦¹⁰¹ 報告がいつ頃出たかも御存知ないですか。

内田 知りません。

浦 あの、会長しておられて、大体、そら

全て専門家ではないと思いますが、大体の重要な報告なんかについては、外国のもの、日本のものを問わず、目を通しておられるのが普通じゃないでしょうか。

内田 目を通さなきゃならないものは沢山ありますが、全部読む機会もありませんし、専門に近い、非常に深い専門のものは、専門家の意見を¹⁰²充分参照することで、充分足りますからそれは読んでおりません。

浦 これはその、低レベルの放射線に関して非常に重要なことを発言しておるんですがね。

内田 ああそうですか。

浦 そういうことは、お聞きになったんですか。

内田 はい。

浦 えっ。

内田 はい、ですからそういうものがあるということは聞いておりますけれども、内容はよく知りません。

浦 内容、御存知ない。

内田 ですから、放射能専門家がここにみえますから、その時に聞いて頂きたいと思えます。

浦 中身については何か、話しかれたことありますか。

内田 ありません。

浦 中身について、聞いたことない。そういうことで、本件審査をされたというわけですね。

「内田¹⁰³ ですから、私一人が何もかもやるわけではありませんから。

浦 報告書を会長として主宰されたわけですな。結構です。固体廃棄物というのは、ドラム罐につめて固体廃棄物貯蔵所に貯蔵保管

するんですか。

内田 はい。現在そうしております。

浦 この最後処分の方法については、何か今、決まった方法はあるんですか。

内田 ですから、原子炉専門審査会としては。

浦 いや、今あるかと聞いてるんですね。

内田 今、恐らくないと思います。日本では決まってないと思います。

浦 決まってない、外国ではどうですか。

「¹⁰⁴内田 えー、外国では海洋投棄してるところもありますし、また敷地の中に地中埋設してるところもありますし、日本のように保管してるところもあります。

浦 決まった最終処分の方法は現在のところ見あたっていないということになりますか。これが一番いいというふうなやつは。

内田 そりゃ、日本としてってことですか。

浦 うん、日本としては。

内田 日本としては恐らく今は、検討の最中だろうと思います。私、直接関与しておりません。

浦 まあ、原子炉が動き出せば、沢山の廃棄物が出てくると思うんですがね、それはずっと貯蔵していくってことになるんですね。

内田 いや、現在は保管廃棄ですから最終処分はまだ発電所ではやっておりません。日本の発電所の場合ですね。ですからいずれは最終処分として何らかの形で行なわれると思います。

浦 いずれは、ということですか、今のところはそうするとまさしく、トイレなしのマンションということになるわけですか。

内田 いや、そういう表現はどうか知りませんが、¹⁰⁶私はよく知らないです、最終処分

について、まだ決まっていると聞いておりませんので。

浦 ところでね、あの、本件の許可申請書には最終処分の方法について記載があったんじゃないですか。

内田 そりゃ最終処分をする場合には、監督官庁の許可、ないし、その指図を受けるっというような書き方であると思いますが、そういうことになっています。

浦 いや、そうじゃなくて、許可申請書にはね、具体的な最終処分の方法を記載したんじゃないですか。

内田 いや、それはよく存知ませんが。

浦 海洋投棄を行なうってふうなことが、

内田 いや、はっきりは言ってないと思いますが。

「¹⁰⁷浦 許可申請書には書いてあるんですがね。

岩淵 えーと、示していただけますか。

浦 私、ないんですが、持ってきてもらえますか。その辺、証人は御存知ないですか。

内田 申請書に海洋投棄するとはっきりいっているとは思いません。

(傍聴席——住民に配ったパンフレットをみてみろや、大きな船に積んで持ってきよと、書いて)

裁判長 発言しないように、うるさいですよ、さっきから。

内田 報告書では違うっていうんですけど申請書には書いてある。

浦 申請書はですね、正確に言いますとね16頁ハ(1)のaですね、その、なお以下、海洋投棄を行なう場合には、投棄海域及び方法などについて、監督官庁の承認を得ると、ここでは海洋投棄を行なうことを前提にしてるようです。

内田 いや、ですからこれなら結構だと思います。¹⁰⁸「海洋投棄を行なう場合には、投棄海域及び方法などについて、関係官庁の承認を得る。海洋投棄を行なうということを、今から言ってるわけじゃありませんし、それを審査会が認めたわけではございません。

浦 あー、そういうことですか。少なくとも四国電力としては、海洋投棄することが前提になつると、その件についてはお聞きになりましたか。

内田 ですからそういう前提ではないということ、ここに言ってもらえますし、審査報告書では¹⁰⁹そういう前提ではないということを認めているわけですから。最終処分については、関係監督官庁の指示を受けるというような形で報告書、書いてあると思いますけれども。それ、ちょっと審査報告書のそこを読んで頂けるとわかります。別に海洋投棄を認めるとか、前提としてることにはなっておりません。まだそれは決まっておられませんから。

浦 ま、あの審査報告書には最終的に処分する場合には、監督官庁の承認を受けることとしております。

内田 そういうことです。

浦 そうなってますね。

¹¹⁰「内田 はい。ですから、海洋投棄を別に今認めたとかいうことではありません。

浦 勿論、あの、審査会が認めたかどうかは別にしてですね。少なくとも四国電力の方はこういう記載からみると、海洋投棄が前提になつてることはないでしょうか。

内田 いや、それは四国電力に聞いていた方がいいと思いますけれども、私達は四国電力から、別に海洋投棄を行なうことを前提としてるとは聞いておりません。

浦 聞いていない。その辺については審査されたんですか。

内田 はい。ですから審査報告書に書いてあるとおりであります。

¹¹¹「浦 はい。わかりました。審査はされたんですな。

内田 そりゃ、審査の報告書に書いてあるように審査してますから。

(1頁から続く)

この公判で明らかになったことは、原子炉の安全性については、いまだ十分な実験もなされていないことである。

たとえば、原子炉の一次冷却材喪失事故が起こった場合の実験においても、実際の原子炉の $\frac{1}{30}$ の出力の小型原子炉を作り、さらに、その $\frac{1}{33}$ のモデルを作って、その内部を実際の原子炉と同じ温度にした実験をおこなっている段階である。世界的にも小規模の模擬実験の段階である。これらの模擬実験にしておいてすら、現在の緊急炉心冷却装置が不適当なものであると、警告が発せられている。

さらに重要なことは、事故時の原子炉内部における熱の伝わり方などを推定し、実験の代用となっているといわれている計算式も、まだ完成されていないことである。現在では、原子炉内部の現象を、計算し易いように簡単なモデルで置きかえているため、実際の原子炉内部の状態をつかんでいるわけではない。このような段階で、安全基準が守られていると言っても、およそ見当はずれのものである。

実験が充分おこなわれていないし、また、理論計算も確立されていない現状においては、事故が起こるのはあたりまえであり、現在もひんぱんに発生している。恐ろしいことは、

小規模の、修理できる事故だけでなく、現在では考えられないとされている大事故が起こる可能性のあることである。

公判で原告側証人が明らかにしたことであるが、原子炉の圧力容器の材料が、ある一定の温度以下で急に弱くなり、折れることがある。材料が脆くなるこの温度（遷移温度）が、常温よりも33度以上低くなるようにしてあるから大丈夫と、国側は主張している。しかし、原子炉を稼働させているうちに、この遷移温度がだんだん高くなり、遂には常温、あるいはそれ以上の温度にもなり得る、とのことである。

このことは、原子炉が運転をとめて常温に近い状態の時に何かの力がかかったり、あるいは、事故時に冷却水が送り込まれて圧力容器が急冷されたりした時に、絶対大丈夫といわれている圧力容器に、ヒビが入ったり、破壊してしまうこともあるということである。

原発の裁判に初めて参加して、電力会社や国の、安全について考えていることが直接わかり、さらに、原発の危険なことを多くの人々に訴えていかねばならないことを痛感した。

宿舍で、地元で反対運動を続けている住民と交流をおこない、大阪軍縮協として、毎回の公判に代表者を送ることを約束し、同時に、地元での運動強化を訴えた。

公判2日目には、都合で、松山を去り、四国電力が伊方の次に原発建設を予定している、徳島県の阿南市を訪れた。そこでも、地域住民の人たちと話しあったが、その人たちも、「どれだけ多額の補償金をもらっても、生れ育った土地と海を破壊することにかえられない」と語っていたことを、報告しておこう。

（大阪軍縮協 安永 昇）

“燃料”依然として足ぶみ

「8月8日に搬入」との情報が入り緊迫しましたが、山口県の仲間たちの機敏な対応で、山口県当局も「デマだ。抜き打ちはしない」と弁解。らちのあかない徳山市を避けて、お隣りの下松市から、との情報もあり、早速、下松市でも15団体で、阻止共闘を結成。伊方でも、労組などとの共闘体制が進んでいます。各地の皆さんも、可能な共闘の体制をノ

会計報告（'76. 7/11～8/11）

収入

会費	78,000
ニュース購読料	91,800
カンパ	266,660
計	436,460

支出

ニュース代金	100,000
為替手数料	755
郵送料	14,100
第15回公判援助費	423,060
（旅費	192,060）
（行動費	141,000）
（宿泊費	90,000）
会場費	43,700
コピー代	60,900
資料費	29,430
事務用品費	1,400
借入金返済	79,871
計	753,216

繰越金

-316,756
（借入金）

最終弁論に備えた作業も始まり、出費もかさみました。秋から、いよいよ追撃戦です。さらなるご支援を。（事務局）